

意見書（案）第24号

生活保護の利用しやすい制度へ抜本的な見直しを求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	嶋 崎 英 治
賛成者	〃	大 城 美 幸

生活保護の利用しやすい制度へ抜本的な見直しを求める意見書

厚生労働省は、コロナ感染症災害の発生に伴い、2020年3月10日付で、福祉事務所は生活保護制度について十分な説明を行い、保護申請の意思を確認した上で、必要な人に保護を速やかに適用すること等を求める事務連絡を発出し、地方自治体に迅速な保護の実施を求めた。さらに、厚生労働省は2020年12月22日付で同省ホームページに「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性は、どなたにもあるものですので、ためらわずご相談ください。」という異例とも思えるメッセージを掲載した。

厚生労働省は、2021年8月4日、本年5月の生活保護の利用者状況を公表した。実人員は204万人で、世帯数は163万8,591世帯となっている。コロナ感染が始まった昨年2月と比較すると、実人員で2万4,203人減、世帯数で5,687世帯増となっている。コロナ災害による雇い止め、休業、失業などで減収が続き、生活が困窮しているはずなのに生活保護利用は増えていない。

一方、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業があるが、コロナ禍で政府は緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付け（限度額200万円）を始めた。本年8月28日時点の速報値では、申請件数が275万7,388件、支給決定件数が267万3,897件で、支給決定額は約1兆1,591億円（政府の予算措置は1兆1,793億円）である。無利子かつ償還時に住民税非課税の場合は償還免除もあるので、多くの人は特例貸付けをしたと推察できる。しかし、貸付けであり、原則的には返還が求められる。

いかに生活保護利用が敬遠され、特例貸付けに流れたか見てとれる。保護費の返還を要しない生活保護制度の利用者が増えないのは、生活保護制度そのものに欠陥があると言わざるを得ない。制度の抜本的見直しが必要である。

問題点を挙げると、そもそも生活保護法という名称からしてよくない。保護という言葉には、施しや恩恵というイメージが付きまとう。日弁連は法律名を生活保障法に改正することを提言している。「水際作戦」という軍事用語を用いて申請を抑制する自治体がいまだにある。申請書が誰にでも分かるように窓口に置いてあり、気兼ねなく申請書を入手できる自治体は少ない。次に、保護開始時の手持ち金の容認額が保護基準額の2分の1までしか認められていない。単身でアパート暮らしの場合だと6万円から7万円である。これは、厚生労働省保護課長通知で示されているもので、生活保護法には何も記されていない。利用忌避の最大の原因は、扶養義務調査である。生活困窮者の支援を行っている「つくろい東京ファンド」（稲葉剛代表理事）のアンケート調査によれば、現在生活保護を利用していない人の理由で最も多かった回答は「家族に知られるのが嫌だから」で34.4%を占め、現在もしくは過去に生活保護利用歴のある59人に、扶養照会に抵抗感があったかを聞いたところ、「抵抗感があった」が54.2%と半数以上に上った。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について強く求める。

記

- 1 生活保護法を生活保障法に改めること。
- 2 生活費の保有分を、破産法で認めている生活費の3か月分に増額すること。
- 3 「水際作戦」を廃止するよう全国の自治体に徹底すること。
- 4 扶養義務調査は抜本的に見直し、廃止すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち